

報告第7号

令和7年度幸手市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和7年度幸手市公共下水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日提出

幸手市長 木村純夫

令和 7 年度 幸手市 公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度に 繰越る額 をたす 限る 産 限	説明		
						国庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金					
1	資本的 支出	1	建設 改良費	下水道管 布設事業	418,039,000	208,784,100	100,155,000	0	94,300,000	5,855,000	109,099,900	0	地下水位及び砂 地盤の影響等 により施工に 時間を要し、 また、それに 伴い残土の 処分にも時間 を要したこと による工期の 延長
合 計			418,039,000	208,784,100	100,155,000	0	94,300,000	5,855,000	109,099,900	0			